

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「への払込みによる」を「に払い込まれた」に改め、同条に次の1項を加える。

5 会計管理者は、理財局財務部主計課長の職にある出納員に、郵便貯金銀行が取り扱う口座に払い込まれた寄付金の収納に関する事務を委任する。

別表第1 1中第74号を第75号とし、第4号から第73号までを1号ずつ繰り下げる、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 理財局財務部主計課長

別表第4中「第122号 削除」を「第122号 理財局財務部主計課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)